

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																
1	<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>																	
11	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</p>	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</p>																	
11	<p>第1節 防災の基本理念 (略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>70%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)</p>	<p>第1節 防災の基本理念 (略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>70%～80%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (数値の更新)</p>																
13	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>																	
13	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																
15	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="335 1167 1397 1514"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) (9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。 (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (12) 必要に応じ職員を派遣し、食糧供給活動を支援する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(略) (9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。 (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (12) 必要に応じ職員を派遣し、食糧供給活動を支援する。	(略)	(略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1537 1167 2599 1514"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) (削除) (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(略) (削除) (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (削除)	(略)	(略)	<p>(本省対応に変更されたことに伴う修正。)</p> <p>(表記の整理)</p>
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(略) (9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。 (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (12) 必要に応じ職員を派遣し、食糧供給活動を支援する。																		
(略)	(略)																		
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(略) (削除) (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (削除)																		
(略)	(略)																		
16	<table border="1" data-bbox="335 1514 1397 1640"> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	<table border="1" data-bbox="1537 1514 2599 1640"> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u>等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u> 等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。													
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。																		
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u> 等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。																		
17	<table border="1" data-bbox="335 1640 1397 1816"> <tbody> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(1) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。 (略)	<table border="1" data-bbox="1537 1640 2599 1816"> <tbody> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(1) 災害時における電気通信<u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設等</u>の被害状況の調査を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。 (略)	<p>(表記の整理)</p>												
東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。 (略)																		
東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。 (略)																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
22	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="335 386 1397 600"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社</td> <td>公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1531 386 2594 600"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社※</td> <td>公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (業務内容の変更に伴う修正。)</p>
機関名	内 容														
(略)	(略)														
愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)														
機関名	内 容														
(略)	(略)														
愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）														
24	<p>第2編 災害予防</p>	<p>第2編 災害予防</p>													
24	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>													
26	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>												
28	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>◆資料編（資料12-20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>													
29	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正)</p>												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
31	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	
32	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで</u>、対象建築物の耐震性向上を図る。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正)</p>
34	<p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
35	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 重要物流道路の指定</u></p> <p><u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u></p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(略)</p>	<p>(道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>
36	<p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書</p>	<p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
38 40	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>4 上水道</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																																		
41	◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書	<u>（削除）</u>	映等 （表記の整理）																																																		
44	第4節 文化財の保護 1 市における措置 （略） <u>（追加）</u> 2 応急的な対策 （略） 3 災害時の対応 （略）	第4節 文化財の保護 1 市における措置 （略） <u>2 重要文化財の耐震対策</u> <u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u> <u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>(2) 対処方針の作成・提出</u> <u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>(5) 耐震予備診断実施の徹底</u> <u>(6) 市の指導・助言</u> 3 応急的な対策 （略） 4 災害時の対応 （略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （対策の追加） （対策の追加） （表記の整理）																																																		
45	4 応急協力体制 （略）	5 応急協力体制 （略）																																																			
45	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	2. 碧南市各部局における活動の反映等																																																		
46	4 単独事業 （略） (2) その他の事業 （略）	4 単独事業 （略） (2) その他の事業 （略）																																																			
47	カ 排水機場の耐震補強整備 震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。 <table border="1" data-bbox="350 1709 1377 1871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水施設名</th> <th rowspan="2">診断年度</th> <th colspan="7">整備計画年度</th> </tr> <tr> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀川雨水ポンプ場</td> <td>H16年度</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	排水施設名	診断年度	整備計画年度							H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降	堀川雨水ポンプ場	H16年度	完了							カ 排水機場の耐震補強整備 震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。 <table border="1" data-bbox="1546 1709 2573 1871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水施設名</th> <th rowspan="2">診断年度</th> <th colspan="7">整備計画年度</th> </tr> <tr> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀川ポンプ場</td> <td>H16年度</td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	排水施設名	診断年度	整備計画年度							H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降	堀川ポンプ場	H16年度	完了							（表記の整理）
排水施設名	診断年度			整備計画年度																																																	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降																																													
堀川雨水ポンプ場	H16年度	完了																																																			
排水施設名	診断年度	整備計画年度																																																			
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降																																													
堀川ポンプ場	H16年度	完了																																																			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td>一ツ橋雨水ポンプ場</td> <td>H17年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨池雨水ポンプ場</td> <td>H17年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>大浜権現中継ポンプ場</td> <td>H21年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中田川ポンプ場</td> <td>H29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>稼働</td> </tr> </table>	一ツ橋雨水ポンプ場	H17年度				完了				雨池雨水ポンプ場	H17年度							→	大浜権現中継ポンプ場	H21年度				完了				中田川ポンプ場	H29年度							稼働	<table border="1"> <tr> <td>一ツ橋ポンプ場</td> <td>H17年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨池ポンプ場</td> <td>H17年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>大浜権現中継ポンプ場</td> <td>H21年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中田川ポンプ場</td> <td>H29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>稼働</td> </tr> </table>	一ツ橋ポンプ場	H17年度				完了				雨池ポンプ場	H17年度							→	大浜権現中継ポンプ場	H21年度				完了				中田川ポンプ場	H29年度							稼働	
一ツ橋雨水ポンプ場	H17年度				完了																																																																						
雨池雨水ポンプ場	H17年度							→																																																																			
大浜権現中継ポンプ場	H21年度				完了																																																																						
中田川ポンプ場	H29年度							稼働																																																																			
一ツ橋ポンプ場	H17年度				完了																																																																						
雨池ポンプ場	H17年度							→																																																																			
大浜権現中継ポンプ場	H21年度				完了																																																																						
中田川ポンプ場	H29年度							稼働																																																																			
52	<h3>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</h3>	<h3>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</h3>																																																																									
53	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>																																																																								
53	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険<u>地区</u>等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>																																																																								
54	<p>ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p>	<p>ウ 市は、土砂災害警戒情報 <u>(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])</u> が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>																																																																								
55	<p>図中 <u>建設部</u></p>	<p>図中 <u>建設局</u></p>																																																																									
56	<p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づい</u></p>	<p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>(表記の整理)</p>																																																																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																						
<p>58</p> <p>58</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>66</p>	<p>た避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p> <p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備 ◆資料編（資料12-12）愛知県防災行政無線局に関する協定書</p> <p>7 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第1号、2号配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1115 1080 1499"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³ 予備用</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 避難行動の促進対策</p>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³	2号配水池	3,500 m ³	合計	5,500 m ³ 予備用	<p>なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備 ◆資料編（資料12-11）愛知県防災行政無線局に関する協定書</p> <p>7 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2号配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1570 1115 2279 1413"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³ 予備用</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6章 避難行動の促進対策</p>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³ 予備用	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
名称	貯水量	備考																																							
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																							
	合計	21,000 m ³																																							
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																							
	2号配水池	3,500 m ³																																							
	合計	5,500 m ³ 予備用																																							
名称	貯水量	備考																																							
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																							
	合計	21,000 m ³																																							
第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³ 予備用																																							

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
66	<p>基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
67 68	<p>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</p> <p>1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定</p> <p>◆資料編（資料12-31）災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書</p>	<p>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</p> <p>1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p>
69	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）市の避難計画</p> <p>（略）</p> <p>エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所開設に伴う被災者救援措置</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）市の避難計画</p> <p>（略）</p> <p>エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）<u>開放</u>、避難所開設に伴う被災者救援措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
70	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市における措置</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市における措置</p> <p>（略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
71	<p>（3）その他</p> <p>（略）</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>（3）その他</p> <p>（略）</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する際には、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>（表記の整理）</p>
72	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
72 74	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-22）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12-40）災害時等における要援護者（要配慮者）に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-21）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12-37）災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>
75	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 （略）</p> <p>オ 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>（追加）</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 （略）</p> <p>オ 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>※なお、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第9章津波等予防対策参照のこと。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（津波災害警戒区域指定に基づく修正）</p>
77	<p>第3節 帰宅困難者対策 （略）</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 （略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
78	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 （略）</p>	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設</u>（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 （略）</p>	<p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
79	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	
79	<p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導</p> <p>消防署は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱</p>	<p>第1節 火災予防対策に関する指導</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導</p> <p>消防署は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
80	<p>い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 危険物等の保安確保の指導 (略)</p> <p>(1) 危険物等の保安確保の指導 消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。なお、衣浦東部広域連合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 震災時の出火防止対策の推進</u> 市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、<u>感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u></p>	<p>取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。 <u>市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 危険物等の保安確保の指導 (略)</p> <p>(1) 危険物の保安確保の指導 消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。なお、衣浦東部広域連合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者等に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>												
83	<p align="center">第9章 津波等予防対策</p>	<p align="center">第9章 津波等予防対策</p>													
83	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="311 1507 1409 1749"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 防災課</td> <td> 1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u> 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u> 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1507 2605 1749"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 防災課、<u>県</u></td> <td> 1 津波危険地域の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課、 <u>県</u>	1 津波危険地域の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (津波災害警戒区域指定に基づく修正)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課	1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u> 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定													
区分	機関名	主な措置													
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課、 <u>県</u>	1 津波危険地域の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由						
83 84 84 85	<table border="1" data-bbox="311 346 1409 514"> <tr> <td data-bbox="311 346 617 514">第2節 津波防災体制の充実</td> <td data-bbox="617 346 905 514">(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、(追加)</td> <td data-bbox="905 346 1409 514">1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 640 771 672">第1節 津波対策に係る地域の指定等</p> <p data-bbox="296 682 1365 850">1 津波危険地域の指定 県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表） (略)</p> <p data-bbox="296 861 1365 1071">2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 県（建設部）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定。（平成26年11月26日公表） <u>(追加)</u></p> <p data-bbox="296 1323 667 1354">第2節 津波防災体制の充実</p> <p data-bbox="296 1365 1365 1617">1 市及び県における措置 (略) (4) 消防職団員、<u>水防団員</u>、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。 (略)</p> <p data-bbox="296 1627 1365 1753">2 市における措置 ◆資料編（資料12-31）災害発生時における一時待避所の使用に関する覚書 (略)</p> <p data-bbox="296 1764 1365 1837">3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (略)</p>	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、(追加)	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)	<table border="1" data-bbox="1507 346 2605 562"> <tr> <td data-bbox="1507 346 1813 562">第2節 津波防災体制の充実</td> <td data-bbox="1813 346 2101 562">(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、<u>避難促進施設の所有者又は管理者</u></td> <td data-bbox="2101 346 2605 562">1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 <u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 640 1973 672">第1節 津波対策に係る地域の指定等</p> <p data-bbox="1498 682 2567 850">1 津波危険地域の指定 県（防災<u>安全</u>局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表） (略)</p> <p data-bbox="1498 861 2567 1249">2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定<u>及び津波災害警戒区域の指定</u> 県（建設<u>局</u>）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表） <u>また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日公示）</u> <u>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</u></p> <p data-bbox="1498 1323 1869 1354">第2節 津波防災体制の充実</p> <p data-bbox="1498 1365 2567 1617">1 市及び県における措置 (略) (4) 消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。 (略)</p> <p data-bbox="1498 1627 2567 1753">2 市における措置 <u>(削除)</u> (略)</p> <p data-bbox="1498 1764 2567 1837">3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (略)</p>	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、 <u>避難促進施設の所有者又は管理者</u>	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 <u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>	<p data-bbox="2626 640 2834 850">1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p> <p data-bbox="2626 903 2834 1018">(津波災害警戒区域指定に基づく修正)</p> <p data-bbox="2626 1323 2834 1480">2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、(追加)	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)							
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署、 <u>避難促進施設の所有者又は管理者</u>	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 <u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>							

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
86	(追加)	<p><u>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</u></p> <p><u>(1) 市は、市の区域に津波災害警戒区域の指定があったため。次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</u></p> <p><u>ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u></p> <p><u>イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p><u>(2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（津波災害警戒区域指定に基づく修正）</p>
89	第10章 広域応援体制の整備	第10章 広域応援体制の整備	
89	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等 （略）</p> <p>(2) 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等 （略）</p> <p>(2) 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
90	<p>◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書</p>	<p>◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書</p>	<p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
92	<p>◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書</p> <p>◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書</p> <p>◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書</p> <p style="text-align: center;">第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定</p> <p>◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書</p> <p>◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書</p> <p>◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書</p> <p style="text-align: center;">第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>映等 (表記の整理)</p>
93	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 津波防災訓練</p> <p>市は、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、<u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 津波防災訓練</p> <p>市は、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>
95	<p>3 市及び学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県(防災局)や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、</p>	<p>3 市及び学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県(防災安全局)や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動でき</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>

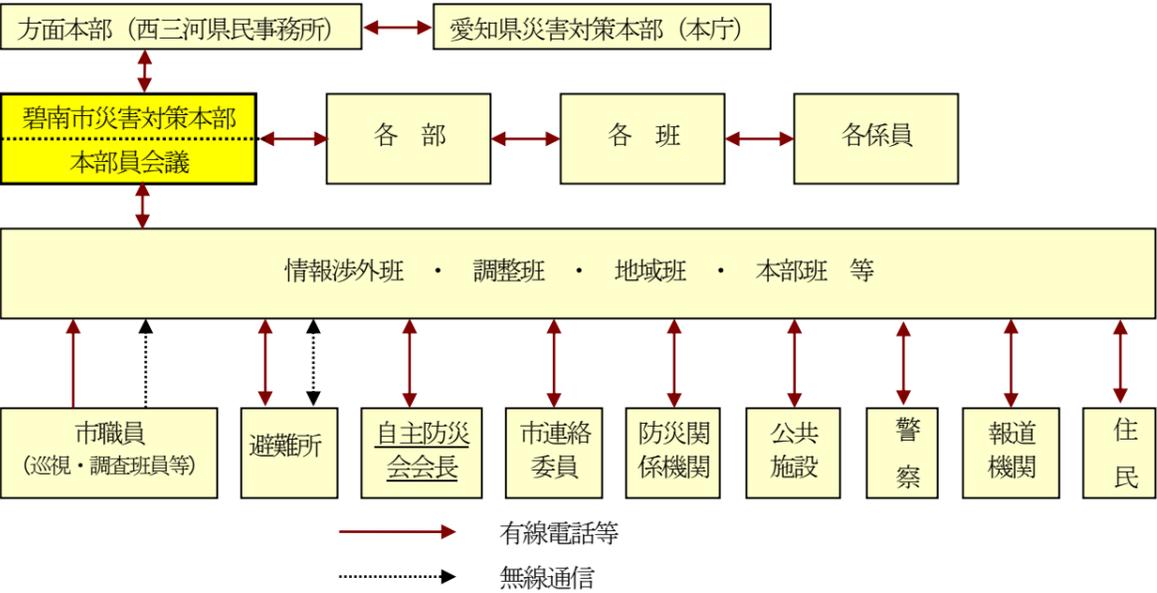
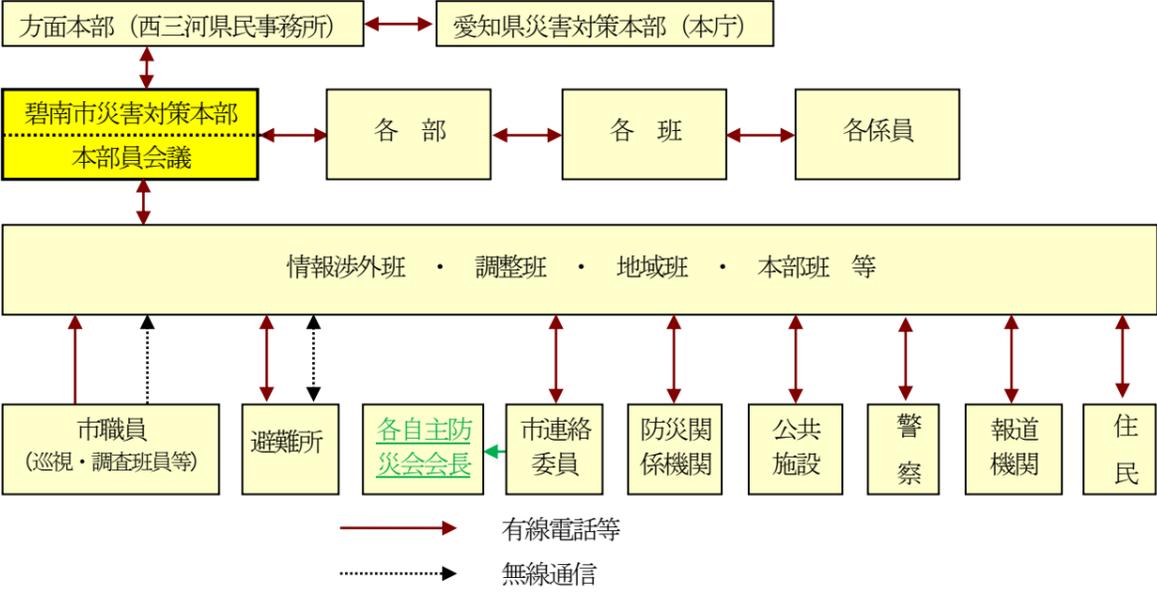
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
97	<p>防災対応等について啓発する。 (略)</p> <p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び学校等管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育</u>は、学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>るよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略)</p> <p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び学校等管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
102	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>	
102	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	
103	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
105	<p>2 職員動員計画 (略)</p>	<p>2 職員動員計画 (略)</p>	
107	<p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p>	<p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p>	
	<p>(イ) 勤務時間外の伝達方法 図中：愛知県防災局災害対策課</p>	<p>(イ) 勤務時間外の伝達方法 図中：愛知県防災<u>安全</u>局災害対策課</p>	<p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
108	<p>第2節 職員の派遣要請</p> <p>◆資料編（資料1 2 - 1 3）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）</p>	<p>第2節 職員の派遣要請</p> <p>◆資料編（資料1 2 - <u>1 2</u>）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																								
108 109	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p> <p>(3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="379 590 1406 921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県文化庁、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県文化庁、教育委員会）		(略)	(略)		<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p> <p>(3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="1576 590 2602 921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		(略)	(略)		<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
学用品の給与																																											
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																										
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県文化庁、教育委員会）																																										
(略)	(略)																																										
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
学用品の給与																																											
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																										
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																										
(略)	(略)																																										
111	<p>第2章 避難行動</p>	<p>第2章 避難行動</p>																																									
111 113	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>																																								
114	<p>第2節 避難の指示</p> <p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示</p> <p>津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 避難の指示</p> <p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示</p> <p>洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																								
117	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>																																									

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
<p>118</p> <p>119</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達 (略)</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達 (略)</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2 【初動期、応急復旧期】 応急復旧対策実施体制 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
<p>124</p> <p>125</p>	<p>第3節 広報</p> <p>1 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-17）災害時の放送に関する協定書（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ） ◆資料編（資料12-50）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（市対愛知県行政書士会 碧海支部） 	<p>第3節 広報</p> <p>1 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-16）災害時の放送に関する協定書（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ） ◆資料編（資料12-47）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（市対愛知県行政書士会 碧海支部） 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
<p>126</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
127	<p>第1節 応援協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書 	<p>第1節 応援協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
129	<p>第3節 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>2 災害派遣要請等手続系統</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>2 災害派遣要請等手続系統</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
130	<p>図中：防災局</p> <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(西三河県民事務所)へも連絡すること。</p>	<p>図中：防災安全局</p> <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(西三河県民事務所)へも連絡すること。</p>	<p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
131	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
132	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） 	
136	<p>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
137	<p>(略)</p> <p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>(防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>
138	<p>第5章 救出・救助対策</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
141	<p>第3節 航空機の活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>※緊急出動要請先 愛知県防災局消防保安課防災航空グループ</p> <p>◆資料編（資料12-19）愛知県防災ヘリコプター支援協定</p>	<p>第3節 航空機の活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>※緊急出動要請先 愛知県防災安全局消防保安課防災航空グループ</p> <p>◆資料編（資料12-18）愛知県防災ヘリコプター支援協定</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
142	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>	
143	<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防署の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ 大震火災防御計画の推進</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 部隊運用要領</p> <p>a 消防の組織</p> <p>(a) 署指揮本部の設置</p> <p>大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防署に署指揮本部を設置し、災害の活動に専念する。</p>	<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防署の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ 大震火災防御計画の推進</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 部隊運用要領</p> <p>a 消防の組織</p> <p>(a) 署指揮本部の設置</p> <p>大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防署に署指揮本部を設置し、災害の活動に専念する。</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
148	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
149	<p>第1節 医療救護</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>ア 市は、市民病院を拠点として医療活動を行うほか、市内6小学校(日進小学校</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p><u>ア 市は、市内2カ所(第1候補場所：新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所：</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
150	<p>以外)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 医療救護の本部は市役所内（会議室1）に置き、ボランティア医師の受け入れ等の準備を行う。</p> <p>ウ 医療救護班は6小学校の医療救護所のほか、次に掲げる施設を利用して臨機応急な医療活動に努める。また、必要に応じ巡回救護を行う。</p> <p>（ア）市内の病院及び診療所の外科診療施設 （イ）近隣市町村内の病院又は診療所の外来診療施設</p> <p>エ 医療救護班は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12-16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班（適用前は第1医療班。以下同様とする）によって行うものとする。医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、市内6小学校医療救護所に分散備蓄しておくものとする。</p> <p>エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p>オ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編（資料9-1）市内の医療機関</p> <p>カ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。医療救護</p>	<p>新川中学校、南中学校)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 発災時は、医療救護本部を市役所内（会議室2）に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。参集できた人員において、医療救護所開設のための班編成や勤務体制の確認等の準備を行い、整った時点で現地派遣を行う。その後、被害状況や参集状況に応じて、医療救護班の編成、医療救護所の開設を行う。</p> <p>ウ 市は、地域災害医療対策会議（発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。）に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うものとする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所としている小学校に備蓄しておくものとする。</p> <p>エ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編（資料9-1）市内の医療機関</p> <p>オ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。医療救護班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。</p>	<p>(表記の整理、医療救護体制見直しによる修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
151	<p>班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。 この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</p> <p>キ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</p> <p>(3) 救急搬送の実施（消防署）</p> <p>ア 患者の搬送は、原則として消防署並びに応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。</p> <p>イ 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>ウ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。</p> <p>エ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。</p> <p>オ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） ◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定 	<p><u>この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</u></p> <p><u>カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</u></p> <p>(3) 救急搬送の実施</p> <p><u>ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、消防機関等の救急車両が手配できない場合は、市、市内医療機関及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</u></p> <p><u>イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合には、県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を県に依頼する。</u></p> <p>ウ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定 	
152	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
154	<p>(7) 避難所の生活衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-37）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部） 	<p>(7) 避難所の生活衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-34）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部） 	<p>（表記の整理）</p>
156	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																																												
156 157	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="311 386 1397 783"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保				(略)	(略)				県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※）				碧南市	(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保				<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1516 386 2602 783"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保（※）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保				(略)	(略)				県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保（※）				碧南市	(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
(略)	(略)																																																														
中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保																																																														
(略)	(略)																																																														
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※）																																																														
碧南市	(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																																																														
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
(略)	(略)																																																														
中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保																																																														
(略)	(略)																																																														
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保（※）																																																														
碧南市	(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保																																																														
158 160 161 162	<p>第1節 道路交通規制等 (略)</p> <p>2 自衛官及び消防職員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 規制の報告等 (図中) 県建設部</p> <p>(略)</p> <p>6 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</u></p>	<p>第1節 道路交通規制等 (略)</p> <p>2 自衛官及び消防職員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>緊急交通路において</u>災害対策基本法第76条の3の規定により<u>緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる</u>。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 規制の報告等 (図中) <u>県建設局</u></p> <p>(略)</p> <p>6 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内</u>の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(法文に合わせた表記に修正)</p>																																																												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
162	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）のとおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）のとおり）<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>
163	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 関係機関との協力体制</p> <p>◆資料編（資料12-33）災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）</p> <p>◆資料編（資料12-51）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書（西三河測量設計研究会）</p>	<p><u>キ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 関係機関との協力体制</p> <p>◆資料編（資料12-30）災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）</p> <p>◆資料編（資料12-48）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書（西三河測量設計研究会）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
164	<p>2 中部地方整備局における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)</p> <p>ウ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 中部地方整備局における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)</p> <p>ウ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	
165	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
166	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>現地災害対策本部</u></p>	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国（国土交通省、</u></p>	<p>(防災基本計画の修正（H30.6）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
167 168 170	<p>等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p> <p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-26）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会） （略）</p> <p>6 緊急通行車両の事前届出及び確認 （略）</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、<u>第2節1(5)「緊急通行車両の確保等」</u>に定めるところによる。</p>	<p><u>農林水産省</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p> <p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-25）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会） （略）</p> <p>6 緊急通行車両の事前届出及び確認 （略）</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、<u>第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」</u>に定めるところによる。</p>	<p>に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）</p>
174	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
175	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>（追加）</u></p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
178	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																						
179	<p>一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p>が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>																																							
180	<p>(略)</p> <p>主な機関の措置 表中：第2節 食品の供給（市）防災課、商工課、<u>庶務課</u></p> <p>第1節 給水 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>主な機関の措置 表中：第2節 食品の供給（市）防災課、商工課、<u>(削除)</u></p> <p>第1節 給水 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>																																						
181	<p>3 応援体制</p>	<p>3 応援体制</p>	<p>(表記の整理)</p>																																						
182	<p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>4 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第1号、2号配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1333 1083 1711"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³ 予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³	2号配水池	3,500 m ³	合計	5,500 m ³ 予備用	<p><u>(削除)</u></p> <p>◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>4 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2号配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1333 2285 1627"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³ 予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³ 予備用	
名称	貯水量	備考																																							
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																							
	合計	21,000 m ³																																							
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																							
	2号配水池	3,500 m ³																																							
	合計	5,500 m ³ 予備用																																							
名称	貯水量	備考																																							
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																							
	合計	21,000 m ³																																							
第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³ 予備用																																							
183	<p>第2節 食品の供給 1 市における措置</p>	<p>第2節 食品の供給 1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																		
184	<p>(略)</p> <p>(4) 米穀の原料調達 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農林水産部食育消費流通課</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-23）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定 	<p>(略)</p> <p>(4) 米穀の原料調達 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農業水産局食育消費流通課</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定 	<p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>																		
184 185	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>2 生活必需品の給与又は貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-11）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合） ◆資料編（資料12-23）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-24）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対株三河機工） ◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定書 ◆資料編（資料12-48）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書 	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>2 生活必需品の給与又は貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合） ◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-23）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対株三河機工） ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定書 ◆資料編（資料12-45）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>																		
188	<p>第13章 遺体の取扱い</p>	<p>第13章 遺体の取扱い</p>																			
188	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="273 1577 1386 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1469 1577 2579 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略) 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略) 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置																			
区分	機関名	主な内容																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略) 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置																			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
189	<table border="1" data-bbox="273 344 1386 627"> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、環境課、監査事務局</td> <td>1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </table> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 対象者 災害により死亡した者のうち、身元不明又はその遺族等の死体の確認のできない者（遺体の身元は確認できたが、その引き取り手の生死が確認できない場合等）について行う。</p> <p>(2) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（臨海体育館1階柔剣道場。不足の場合は寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、(一社) 全国霊柩自動車協会に協力を要請して、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(3) 遺体の検視（調査）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</p> <p>(4) 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 処置の実施にあたっては、(一社) 全国霊柩自動車協会に協力を要請する。</p>			3 災害救助法の適用	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、環境課、監査事務局	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用	<table border="1" data-bbox="1469 344 2579 627"> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合</td> <td>(削除) 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </table> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（勤労者体育センター及び新川公民館）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 遺体の検視（調査）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</p> <p>(3) 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 (削除)</p> <p>(4) 遺体の身元確認及び引き渡し</p>			3 災害救助法の適用	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合	(削除) 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局</p>
		3 災害救助法の適用													
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、環境課、監査事務局	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用													
		3 災害救助法の適用													
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合	(削除) 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用													
190															

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
190	<p>(5) 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、<u>調査の結果、最終的に身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</u></p> <p>(6) 応援要求 自ら遺体の処理が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理、又は<u>処理</u>に要する要員及び資機材について応援を要求する。<u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12-39）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） <p><u>(追加)</u></p> <p>第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) (1) 対象 <u>災害により死亡した者について、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合に応急措置として行う。</u></p> <p>(2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。</p>	<p>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、<u>被災地域以外に漂着した遺体のうち</u>身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</p> <p>(5) 応援要求 自ら遺体の処理の<u>実施</u>が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の<u>実施</u>、又は<u>実施</u>に要する要員及び資機材について応援を要求する。<u>さらに、必要に応じて協定先へ応援を要求する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） ◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協働組合） <p>第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。</p> <p>(2) 遺体の搬送 遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</p> <p>(3) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。</p> <p>(4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。</p>	<p>における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
191	<p>(3) 遺体の搬送 <u>全国霊柩自動車協会に協力を要請して、遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</u></p> <p>(4) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。</p> <p>(5) 棺、骨つぼ等の支給 <u>全国霊柩自動車協会に協力を要請して、棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。</u></p>	<p>(3) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。</p> <p>(4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。</p>	<p>2. 碧南市各部署</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	<p>(6) 埋火葬相談窓口の設置 速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p> <p>(7) 応援要求 自ら遺体の埋火葬が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）に基づき、<u>他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は埋火葬に要する要員及び資機材について応援を要請する。</u>又は、必要に応じて県へ応援を要求する。</p> <p>◆資料編（資料12-39）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） <u>（追加）</u></p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p>	<p>(5) 埋火葬相談窓口の設置 速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p> <p>(6) 応援要求 自ら遺体の埋火葬に関する措置の実施が困難な場合、<u>他市町村へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）によるものとする。さらに必要に応じて県または協定先へ応援を要求する。</u></p> <p>◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） ◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協働組合）</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市及び衣浦衛生組合</u>が実施することとなる。</p>	<p>における活動の反映等 (表記の整理)</p>
192	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	
193	<p>第1節 電力施設対策</p>	<p>第1節 電力施設対策</p>	
195	<p>2 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-27）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-28）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）</p>	<p>2 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-26）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-27）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
196	<p>◆資料編（資料12-29）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（中部電気保安協会岡崎支部）</p> <p>◆資料編（資料12-30）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に</p>	<p>◆資料編（資料12-28）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（市対中部電気保安協会岡崎支部）</p> <p><u>（削除）</u></p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
<p>197</p> <p>198</p> <p>199</p>	<p><u>関する協定書に付帯する覚書（中部電気保安協会岡崎支部）</u></p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置 (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書 ◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） ◆資料編（資料12-54）災害時応援復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合） <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p><u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u></p> <p><u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u></p> <p>(4) 水道資機材の備蓄</p> <p>仮配管等の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。</p> <p>第5節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者（市）における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-49）災害時における応急対策の協力に関する協定 <p>(2) 応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） 	<p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置 (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） ◆資料編（資料12-51）災害時応援復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合） <p><u>(3) 水道資機材の備蓄</u></p> <p>仮配管等の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>2 県（保険医療局、企業庁）及び日本水道協会愛知県支部における措置</u></p> <p>(4) 応援・受援体制の確立</p> <p><u>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u></p> <p><u>※ 「水道災害相互応援に関する覚書」、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」による県、水道局、日本水道協会、協力業者の応援要請体系</u></p> <p>第5節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者（市）における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-46）災害時における応急対策の協力に関する協定 <p>(2) 応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
200	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略)</p> <p>(3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p>ア 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</p> <p>イ 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p>ウ 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p>エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略)</p> <p>(3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p><u>ア 西日本電信電話株式会社</u></p> <p><u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</p> <p><u>(イ)</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>(ウ)</u> 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>(エ)</u> 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p> <p><u>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合 <u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(イ)</u> 電力設備が被災した場合 <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
201	<p>3 市及び防災関係機関における措置 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p>	<p>3 市及び防災関係機関における措置 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
202	<p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）訓練の実施 各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）訓練の実施 各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p><u>（4）無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</u></p> <p><u>ア 県（総務局）の連絡</u> 県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</p> <p><u>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え</u> 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>（第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正）</p>
204	<p>第15章 住宅対策</p>	<p>第15章 住宅対策</p>	
205	<p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 市における措置</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
206	<p>◆資料編（資料12-44）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>	<p>◆資料編（資料12-41）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>	<p>（表記の整理）</p>
206	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
207	<p>◆資料編（資料12-35）災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）</p>	<p>◆資料編（資料12-32）災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）</p>	<p>（表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
210	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 （市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 （市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
216	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	
216	<p>第1章 復興体制</p>	<p>第1章 復興体制</p>	
216	<p>主な機関の措置 （表中）</p> <p>第3節 職員の派遣要請 県 1 県（総務部）における措置</p>	<p>主な機関の措置 （表中）</p> <p>第3節 職員の派遣要請 県 1 県（人事局）における措置</p>	
217	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>1 県（総務部）における措置</p>	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>1 県（人事局）における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
219	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	
219 220	<p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （追加）</p>	<p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略）</p> <p>4 <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</u> <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （道路法の改正により重要物流道路の関連</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
221	<p><u>4</u> 起債の特例 （略）</p> <p><u>5</u> 国の補助を伴わない災害復旧事業費 （略）</p>	<p><u>である</u>と認められるものについては、<u>都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p> <p><u>5</u> 起債の特例 （略）</p> <p><u>6</u> 国の補助を伴わない災害復旧事業費 （略）</p>	<p>記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>
221	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係部局</u>に提出しなければならない。</p>	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置 （略）</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係局</u>に提出しなければならない。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
223	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	
223	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p>	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
224	<p>(5) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>◆資料編（資料12-7）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 （三河、知多清掃施設連絡協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-8）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）</p>	<p>(5) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>◆資料編（資料12-6）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 （三河、知多清掃施設連絡協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-7）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）</p>	<p>（表記の整理）</p>
225	<p>◆資料編（資料12-41）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-42）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-47）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書</p>	<p>◆資料編（資料12-38）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-39）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-44）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書</p>	
228	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																		
228	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="311 388 1374 640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)税務課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）</td> <td>(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1513 388 2576 640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)税務課 (市)防災課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td> <td>(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課 (市)防災課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成																			
第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課 (市)防災課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成																			
第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置 (略)																			
229 230	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p>(名称の変更)</p>																		
237	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p>	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p>																			
246	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p>	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p>																			
246	<p>第1節 主要食糧、医薬品の確保</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第1節 主要食糧、医薬品の確保</p> <p>1 市における措置</p>																			
247	<p>(1) 主要食糧の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-23）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定 <p>(2) 医薬品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） 	<p>(1) 主要食糧の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定 <p>(2) 医薬品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																		

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
250	<p>◆資料編（資料12-16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p style="text-align: center;">第4章 発災に備えた直前対策</p>	<p>◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p style="text-align: center;">第4章 発災に備えた直前対策</p>	
255	<p>第2節 消防、浸水等対策</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>市及び消防署は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、<u>消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 消防、浸水等対策</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>市及び消防署は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、準備等必要な体制をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
256	<p>2 その他の管理者における措置</p> <p><u>碧南市水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新)</p>
256	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
257	<p>ア 碧南市の規制措置</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 広域的な避難場所の周辺道路については、避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、一方通行及び指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p>	<p>ア 碧南市の規制措置</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 広域的な避難場所の周辺道路については、避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
269	<p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認申請</p> <p>(略)</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出</p> <p>(略)</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	
272	<p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市（関係部局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市（関係局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
275	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p>	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p>	
275	<p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書 	<p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>